

# 水田活用の直接支払交付金の5年水張ルール見直しについて

(令和7年5月作成)

令和4～8年度までに水稲作付(水張り)が行われていない農地は、令和9年度以降、交付対象外となる「水張5年ルール」がありますが、このルールが見直しされましたのでお知らせします。

## 1. 見直された内容

**「連作障害回避の取組」**を行った場合も水稲作付・1か月の湛水管理(水張り)と同等とみなされることになりました。

「連作障害回避の取組」とは具体的に…

- ・土壌改良資材・有機物(堆肥、もみ殻等を含む)の施用 (例:苦土石灰の施用、発酵鶏糞の施用など)
- ・土壌に係る薬剤の散布
- ・後作緑肥の作付け
- ・病害虫抵抗性品種の作付け

※連作障害回避の取組は、令和7年4月1日以降に行った取組が対象になります。

## 2. 連作障害回避の取組を行う場合

- ① 連作障害回避の取組を行うほ場について、再生協議会で把握をするため、毎年3月下旬に郵送する「営農計画書」の地番行の一番右側に「連作」と記入し提出してください。(令和8年に配布する営農計画書には、令和7年度に連作障害回避の取組の実績と令和8年度に取組む見込みを記入)
- ② 経営所得安定対策等交付金を申請する者は、受領会で確認していただく交付申請書(様式1号 A)の「(3)環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックをしてください。  
申請しない場合は、「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」ホームページ掲載のシートに住所、氏名の記入、して営農計画書と一緒に協議会に提出してください。
- ③ 取組について作業日誌等の記録や、資材の購入伝票は保管いただき、再生協議会の求めに応じて速やかに提出ができる状態にしてください。

## 3. その他のお知らせ

令和9年度以降「農地ごとへの支援」から「作物ごとの取組への支援」に

変わる予定です。詳細については、今後国から示されましたらご案内いたします。

お問い合わせ先

深谷市農業再生協議会(農業振興課)

電話:048-577-3298